

## 7 教職課程

教職課程とは、「教育職員免許法」により授与される免許状を取得するために、履修しなければならない課程です。教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業要件単位の修得と併せて、「教育職員免許法」に基づき指定された単位を修得しなければなりません。

したがって、教職課程の履修については、本ハンドブックを熟読し、入学時より計画的に履修するように心がけてください。

なお、この課程を履修する学生は、『教師』の勤めの厳しさを自覚し、相当の負担を要することをあらかじめ十分理解しておくとともに、教育現場での実習に対する強い目的意識、教職への厳しい姿勢を持つことが必要です。

**本学で取得できる免許状の種類** \*取得できる免許状は学科（専攻）により異なります。

- ・ 幼稚園教諭一種免許状
- ・ 小学校教諭一種免許状
- ・ 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状（英語）

本学のカリキュラムは、中学校教諭一種免許状（英語）と高等学校教諭一種免許状（英語）の課程を同時に履修します。

- ・ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには基礎となる免許状が必要です。

### 介護等の体験について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するための要件として、教育職員免許法第5条第1項に規定する要件に加え、介護等の体験が必要となります。

介護等の体験とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校、又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（受入施設）において行われる介護等の体験を指すものです。

本学では、3年次に教職科目「介護等体験実習」において施設での体験（5日間）を行い、別途、特別支援学校での体験（2日間）を行います。

### <免許状取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数について>

教育職員免許法に定める、各免許状の取得に必要な基礎資格および最低修得単位数は次のとおりですが、教師として十分な資質を持つ者を養成する観点から、これに加えて各大学が定める履修科目があります。

本学における免許状取得に必要な科目と単位数は、教職課程履修規程別表1から別表5-2（P.119～123）のとおりです。確認の上、間違いのないよう履修してください。

－省令で定める要修得単位数－

免許状の種類	基礎資格	教科及び教職に関する科目					その他免許法に定める必要科目			
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	16	10	4	7	14	2	2	2	2

免許状の種類	基礎資格	教科及び教職に関する科目					その他免許法に定める必要科目			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作
小学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	30	10	10	7	2	2	2	2	2
中学校教諭一種免許状(英語)		28	10	10	7	4				
高等学校教諭一種免許状(英語)		24	10	8	5	12				

免許状の種類	基礎資格	特別支援教育科目
特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	26

### <教職履修カルテについて>

#### 1. 教職履修カルテとは

教員免許状を取得するためには、4年次後期に「教職実践演習」を履修しなければなりません。

この科目は、一人一人が大学全般の学修を振り返り、教師として最小限必要とされる能力、資質等が身に付いているかを確認するとともに、自ら課題を見つけ、解決しながら実践力を身に付けることを目標としています。このためには、1年次より一人一人が「教職履修カルテ」を作り、教員免許状の取得に必要な科目の修得状況のほか、教職科目の履修上の課題や課題達成状況など、各自の学修状況をきめ細かく入力し把握していくことが必要となります。

本学では、各人がいつでも履修状況の記録ができ、大学教員が個別あるいは系統的な指導ができるように、電子カルテシステムを導入しています。

#### 2. 教職履修カルテの入力

下表の項目・内容について各自が入力します。入力は、Active Academyで行うことができます。

詳細については、オリエンテーション（1年次：教職履修カルテオリエンテーション、2年次～3年次：新学期オリエンテーション）で説明します。

<注意>

※教員免許状取得希望者（編入学生を含む）は、**必ず「教職履修カルテ」を作成しなければなりません。**

シート名	入力内容
科目別評価	・成績評価が出た科目の学修課題および目標
資質評価	・教職を目指す上で課題と考えている事 ・前年度までの自己評価（各学年の4月に入力） ・「教職に対する夢と希望」（各学年の4月に入力）
総括的评价	・教育実習、介護等体験、観察実習の感想等 ・その他教員から指示があったもの （ボランティア活動、授業研究会への参加等）
関連ファイル	・これまでの面談の記録等

## ＜本学で教員免許状を取得するための履修条件について＞

### 幼稚園教諭一種免許状

1. 3年次からの「幼稚園教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、特別な事情がある場合を除き、以下のそれぞれの項目を満たす必要があります。
  - ①3年次終了までに[共通教育必修科目](19単位)をすべて修得すること。
  - ②3年次終了までに[共通教育選択科目](9単位)を修得していること。
  - ③3年次までの[教科及び教職に関する科目]の必修科目はすべて修得し、選択科目についてもできるだけ単位を修得しておくこと。
2. 1年次または2年次終了時点で、必要と思われる学生には、適宜、今後の履修に係わる面接指導を行う場合があります。

### 小学校教諭一種免許状

1. 3年次後期の「小学校教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、特別な事情がある場合を除き、以下のそれぞれの項目をすべて満たす必要があります。
  - ①2年次終了までに[共通教育必修科目](19単位)をすべて修得すること。
  - ②2年次終了までに[共通教育選択科目](9単位)をできるだけ修得しておくこと。
  - ③2年次終了までの[教科及び教職に関する科目](必修科目)をすべて修得すること。
  - ④3年次前期までの[教科及び教職に関する科目](必修科目)をすべて修得すること。
2. 1年次または2年次終了時点で、必要と思われる学生には、適宜、今後の履修に係わる面接指導を行う場合があります。

### 中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

1. 4年次の「英語科教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、特別な事情がある場合を除き、以下のそれぞれの項目を満たす必要があります。
  - ①3年次終了までに[共通教育必修科目](19単位)をすべて修得すること。
  - ②3年次終了までに[共通教育選択科目](9単位)を修得していること。
  - ③3年次までの[教科及び教職に関する科目]の必修科目をすべて修得し、選択科目についてもできるだけ単位を修得しておくこと。
2. 英語力を定期的に学内TOEIC IPのスコアやTOEIC公開テストで測定し、以下①～③の基準をクリアするものとする。ただし、基準に達しない者には、面接指導を行う。
  - ①2年次前期終了時点：TOEICスコア450点
  - ②2年次後期終了時点：TOEICスコア500点
  - ③3年次前期終了時点：TOEICスコア550点

**特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）**

## 1. 履修に関する条件

(1) 4年次前期の「特別支援学校教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、特別な事情がある場合を除き、以下のそれぞれの項目をすべて満たす必要があります。

① 2年次及び3年次の前後期における小学校教諭一種免許状にかかる履修条件をクリアしていること。

② 2年次終了までの[特別支援教育に関する科目]（必修科目）をすべて修得すること。

③ 3年次終了までの[特別支援教育に関する科目]（必修科目）をすべて修得すること。

(2) 特別支援教育に関する科目のGPA（以下、特支免科目GPA）について、以下の①～③の成績基準を満たしていない学生には面接指導を行う。

① 2年次前期終了時点：特支免科目GPA2.0

② 2年次後期終了時点：特支免科目GPA2.0

③ 3年次前期終了時点：特支免科目GPA2.0

## 2. 支援体験に関する条件

(1) 特別支援学校の学校行事等における支援体験

① 1年次生、2年次生：年間1回以上の支援体験を推奨する。各支援体験の終了後には、履修カルテの「総括的評価」シートへの記入による報告を求め、履修継続判断での総合評価の対象とする。

② 3年次生：年間1回以上の支援体験を義務付ける。各支援体験の終了後には、履修カルテの「総括的評価」シートへの記入による報告を求め、履修継続判断での総合評価の対象とする。

(2) 継続的な支援活動・勉強会等への参加（学内・学外は問わない）

障がいのある子どもたちへの継続的な支援活動や支援に関する勉強会への参加を強く推奨する。具体的には、月1回～週1回程度の障がいのある子どもの教育・福祉・療育等における支援活動・勉強会への参加を要請し、履修継続判断での総合評価の対象とする。

(3) 履修カルテ及び実習生調書への支援活動及び学校行事支援の履歴等の記入

履修カルテの「総括的評価」シート並びに4年次の特別支援学校教育実習に用いる実習生調書に、1年次からの上記の学校行事支援及び継続的な支援活動・勉強会等の履歴・内容を記入する。

なお、ボランティア証明書等が発行された場合は、実習生調書を実習先の学校に提出するにあたって貼付することがあるので、保管しておくこと。

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）を取得するためには、免許法の定めるところにより、「基礎免許状」が必要です。基礎免許状とは、小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状を指します。